

競 技 注 意 事 項

1 競技規則について

本大会は、2020年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則並びに本大会申し合わせ事項により実施する。

2 ウォームアップ場（練習会場）等について

- (1) 練習は係員（競技役員）の指示により、プログラム記載の指定された会場で、「練習会場の使用について」に従い実施すること。
- (2) 特に、投てき練習については、監督の付き添いのもと事故防止に努めること。

3 招集について

- (1) 招集所は、屋内走路北東側に設ける。
- (2) 腰ナンバー標識はシールタイプなので返却の必要はない。各自で持ち帰って処分すること。
- (3) 招集開始・完了時刻及び現地集合時刻は、下記のとおりとする。
- (4) 招集所で点呼を受けた競技者は、**下記の時刻までに各種目のスタート地点やピット(現地)に各自で移動し、競技役員の指示に従うこと。**

	招集開始時刻	招集完了時刻	現地集合時刻
トラック種目	競技開始30分前	競技開始15分前	競技開始10分前
フィールド種目	競技開始60分前	競技開始45分前	競技開始40分前
混成トラック	競技開始30分前	競技開始15分前	競技開始10分前
混成フィールド	競技開始45分前	競技開始30分前	競技開始25分前

- (5) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該競技種目を欠場したものとして処理する。
- (6) 招集の手順
 - (ア) 競技者は、前記(4)に示した招集完了時刻までに最終確認を受けること。その際、ナンバーカード・**競技用靴(靴底の厚さ)**・衣類・持ち物等の点検を受けること。
 - (イ) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器、その他外部と連絡可能な電子機器類の競技区域内で所持または使用できない。
 - (ウ) 招集所は、当該種目の競技者以外の立ち入りを禁止する。
 - (エ) 代理人による招集の最終確認は認めない。ただし、2種目を同時に兼ねて出場する競技者は、最初の種目の招集開始時刻前までに「2種目同時出場届」を招集所に提出すること。その際、トラック競技の出場者は、腰ナンバー標識を受け取ること。なお、当該競技者は、先に出場する種目・後に出場する種目の担当競技役員に、移動することや到着したことを申し出ること。
(競技規則第142条3.を確認するため。)
 - (オ) リレー種目について
 - ① 「**リレー・オーダー用紙**」はラウンドごとにあらかじめ招集所に取りに行くこと。
 - ② 招集所で受け取った「リレー・オーダー用紙」に必要事項を記入し、各ラウンドとも第1組目の招集完了時刻の1時間前までに、競技者係(招集所)に提出すること。
また、決勝においても、予選に準じて招集完了時刻の1時間前までに提出すること。
なお、一度提出した「リレー・オーダー用紙」は、1時間前に申告したものであっても、差換えは認められない。(競技規則第170条11)
 - (カ) 出場種目を欠場する場合は、招集開始時刻までに「**欠場届**」を招集所に提出すること。
 - (キ) 混成競技の招集は、第1日及び第2日の最初の種目については、前記の招集時刻一覧表のとおり**招集所**で行う。2種目以降は、現地集合時刻までに各種目のスタート地点やピット(現地)に各自で移動し、競技役員の指示に従うこと。棄権する場合は、招集完了時刻までに招集所に申し出ること。

- (7) 招集に関する提出書類は、下記のとおりとする。なお、トラック競技の予選で招集時刻が2種類あるものについては、第1組目の招集時刻を基準として提出時刻とする。

	書類の種類	提出先	提出時刻
1	欠場届	招集所競技者係	招集開始時刻まで
2	2種目同時出場届	招集所競技者係	第1種目の招集開始時刻まで
3	リレー・オーダー用紙	招集所競技者係	各種目第1組目招集完了時刻の1時間前まで

4 競技について

- (1) 当該種目出場の競技者以外は、競技場内に立ち入ることができない。
- (2) 警告について
- ① 不当な行為をした競技者には警告が与えられ、場合によっては、当該競技から除外される。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。
 - ② スタート時のイエローカード（競技規則第162条5）については、その種目限りとする。
- (3) 助力について（競技規則第144条）
- ① 競技者が競技場所を離れる場合は、競技役員に申し出なければならない。
 - ② ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技場内に持ち込んで서는ならない。
 - ③ 助言は、競技運営ならびに他の競技者の競技の妨げにならない範囲で、コーチングエリア（コーチ席）に限り認める。映像を見せることはできるが、競技区域内への吊り下げや手渡し等はできない。

< トラック競技 >

- (4) 短距離種目では、競技者の安全のため、フィニッシュライン通過後も自分に割り当てられたレーン（曲走路）を走る。
- (5) トラック競技は、800m以下の種目及びリレー種目の予選を1～8レーンで実施する。
- (6) トラック競技では、すべて写真判定システムによる全自動計時（電気計時）を使用する。
- (7) 競技規則第162条8により、混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。混成競技のトラック種目においては、1レースで一度目は不正スタートの責任がある競技者は失格とならないが、そのレースで2度目以降の不正スタートの責任がある競技者は失格とする。（競技規則第162条8、第200条8）
- (8) リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいても本競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場することができる。ただし、どのラウンドにおいても、出場するメンバーのうち少なくとも2人は当該リレー種目に申し込んだ競技者でなければならない。最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2人以内に限り他の競技者と交代することができる。また、リレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。
- (9) 4×100mリレーの第2・第3・第4走者は、マーカー（1カ所）を使用することができる。マーカーは各チームで用意し、レース終了後に取り除くこと。
- (10) 4×100mリレーの全走者間のテイク・オーバー・ゾーンは30mとし、ゾーンの入口から20mが基準線となる。
- (11) 4×400mリレーの第3・第4走者は、審判員の指示に従い、前走者が第2曲走路入口（200mスタート地点）を通過した順序で、内側より並び待機する。その後、待機している走者は、この順序を維持しなくてはならず、バトンを受け取るまで入れ替わることは認められない。
- (12) すべてのバトンパスにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。
- (13) 3000m、5000mは、グループスタートで実施する。

< フィールド競技 >

- (14) フィールド競技は、主催者が用意したマーカーを置くことができる。跳躍・やり投の競技者は、助走路の外側（走高跳では助走路内）に2カ所置くことができる。サークルから行う投てき競技では、マーカーを1カ所だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができる。

- (15) フィールド競技の試技時間は、次のとおりである（競技規則第180条17）。

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上	1分	1分	1分
2～3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—
連続試技	2分	3分	2分

- (16) 棒高跳の競技者は、支柱を自分の希望する位置に移動してもよい。支柱がセットされる前に、当該競技役員に申し出ること。本競技会では「アップライト申告書」は準備しない。
- (17) 三段跳の踏切板は、砂場から男子11m・10m、女子9mの地点に設置する。
- (18) 練習跳躍を除き、踏切位置を当該競技者に示さないこととする。
- (19) 投てき競技の計測は、メジャー計測とする。なお、各競技種目の計測ラインを設けるものとする。

5 抗議と上訴について（競技規則第146条による）

- (1) 競技の結果または競技実施に関する抗議は、当該競技者の監督により、その種目の結果が正式発表されてから30分以内（同一日に次のラウンドが行われる種目では15分以内）に、審判長に対して口頭でなされなければならない。抗議者は総務員に申し出ること。
なお、正式発表の時刻とは、アナウンス終了後の時刻とする。
- (2) 抗議に対して審判長は速やかに裁定するが、審判長裁定を不服としてさらに上訴する場合は、当該競技者の監督により、預託金10,000円を添えて、大会総務を通して行う。

6 ナンバーカードについて

- (1) ナンバーカードは配布された大きさのものをユニフォームの胸部と背部につけること。折り曲げたり、汚したりしないこと。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。
また、トラック競技出場者は、写真判定用の腰ナンバー標識を招集所で受け取り、下半身の横（右後方）につけること。ただし、リレー競技については4×100mリレーは第4走者のみ右後方に、4×400mリレーは第2・第3・第4走者は右後方につけること。

7 競技場の中に商品名のついた衣類・バッグを持ち込む場合について

- (1) 日本陸上競技連盟「競技会における広告および展示物に関する規程」を適用する。
その規程及びプログラム記載の「競技場内における広告・展示物等の規則について」にあるとおり、それに示すサイズを超えてはならない。
- (2) 競技役員に指摘された場合は、その指示に従うこと。

8 競技の抽選ならびに番組編成について

- (1) トラック競技の予選のレーン順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載の左側に示された番号順とする。
- (2) トラック競技の決勝については、主催者がルールに則り組み合わせ、レーン順を決定する。
トラック競技の決勝の組み合わせ及びレーン順は、主競技場正面入口付近に掲示する。
- (3) トラック競技において、プラス進出者を決める場合、その最下位で同成績者が出たとき（以下、同成績者という）は、下記の方法で決定する。
- (ア) トラック競技において次のラウンドへの進出者を決める場合、同成績者がありレーンが不足する時は、写真判定員主任が0.001秒単位の実時間を判定して出場者を決定する。それでも判定できない場合は、同成績者または代理人によって抽選する。
- (イ) 1500mの同成績者は、次のラウンドに進むことができる。

9 競技用具について

- (1) 競技に使用する用器具は、棒高跳用ポール以外、すべて主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、やりについては、競技場の備え付けでないものに限り、当日の検査の上、使用を認める。希望者は招集開始時刻から招集完了時刻までに、招集所の競技者係に申し出ること。

また、検査に合格した用具については、本人以外の使用を認めない。主催者が用意する用具は除菌処置を施すが、借り上げた用具は各自で除菌処置ができるものを競技場内に持ち込んで処理すること。なお、借り上げた用具が破損しても責任を負わない。

(2) 練習用の個人の用具は、競技場内に持ち込んでではない。

10 競技用靴について (競技規則第 143 条 2・3・4・5・6)

(1) 競技用靴のスパイクの長さは、9mm以下とする。ただし、走高跳・やり投は12mm以下とする。これらのスパイクの直径は、少なくとも長さの半分が4mm四方の定規に適合し、数は11本以内とする。

(2) 靴底の厚さについて

種目	ソールの最大の厚さ	補足
800m 未満のトラック種目 (含むハードル)	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で適用される。
フィールド種目 (三段跳除く)	20mm	全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目に適用される。
三段跳	25mm	
競歩	40mm	

11 走高跳・棒高跳におけるバーの上げ方

	練習	1	2	3	4	5	以降
男子走高跳	1m50～	1m55	1m60	1m65	1m70	1m75	以降 3cm
女子走高跳	1m25～	1m30	1m35	1m40	1m45	以降 3cm	
男子棒高跳	2m70～	2m80	3m00	3m20	3m30	3m40	以降 10cm
女子棒高跳	1m90～	2m00	2m10	2m20	2m30	以降 10cm	

天候その他の条件によって上記の記録を変更する場合は、当該審判長が決定する。

(1) 走高跳・棒高跳で最後の一人になり第1位が決定するまで上記の上げ方とする。

(2) 第1位が同成績の場合における順位決定のバーの上げ下げの幅は、走高跳で2cm、棒高跳で5cmとする。

(3) 混成競技の走高跳のバーの上げ方は、次のとおりとする。

	練習	1	2	3	4	5	以降
男子八種走高跳	1m25 1m60	1m30	1m35	1m40	1m45	1m50	以降 3cm
女子七種走高跳	1m10 1m25	1m15	1m20	1m25	1m30	以降 3cm	

12 競技場への入退場について

競技者の入場及び退場は、当該競技役員の手配に従うこと。

13 表彰について

(1) 各種目の表彰式は行わない。

(2) 各種目3位までの入賞者に賞状を準備するので、表彰係まで受け取りに来ること。

14 東北大会の申し込み手続きについて

決勝の上位4名(ただし走高跳・棒高跳はそれぞれ4位4名)混成競技のみ上位3名は、東北高等学校新人陸上競技選手権大会への出場権を得るので、本部で申し込み手続きを行うこと。

出場を確認する掲示板を毎日準備するので、日ごとに監督が確認し、出場する場合は○印を、出場を辞退する場合は×をつけること(辞退者が出た種目は下位者を繰り上げる)。

なお、印のついていない場合は出場を辞退するものとみなす。

15 次年度の県高校総体への出場権について

決勝の上位8名（リレーを除く）は、次年度の県高校総体への出場権を得る。ただし、決勝レース（試技）を欠場したり、本人がその種目の出場を辞退する場合は、当該地区でその枠を有する。

16 その他

- (1) 大会期間中に競技場で発生した傷害や疾病は、主競技場内の救護室で応急処置を行うが、その後の責任は負わない。なお、参加者は健康保険証を持参すること。
なお、審判長が認めた場合に、健康上の理由で競技者に対して物品を渡すことができる。
- (2) 記録証の交付を希望する競技者は、交付料金500円を添えて大会庶務係に申し込むこと。
- (3) 届けられた遺失物は、大会庶務係で保管する。
- (4) 記録はQRコードを読み取り、記録速報サイトで確認すること。
- (5) 各校のテント・横断幕・のぼりの設置などについては、別ページの「陸上競技関係施設使用上の留意事項」のとおりとする。
- (6) 観戦・応援について
 - (ア) 応援者同士が密な状態とならないよう、観客席等の間隔を十分空けて座ること。
 - (イ) 大声での声援を送らず、また会話を控えるように心掛けること。
 - (ウ) マスクを着用すること。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して
 - (ア) 本大会に関して寄せられた個人情報は、本大会の目的以外に使用することはない。
 - (イ) 参加申込書の提出により、上記(ア)の取り扱いに承諾を得たものとみなし、氏名・学校名・学年・県名・記録の紹介や掲示板に掲載し、本大会が認めた報道機関にも公表する。
 - (ウ) 本大会が認めた報道機関が撮影した写真が、新聞・雑誌・大会報告書・ホームページ等で公開されることがある。
 - (エ) 本大会が認めた報道機関が撮影した映像が、中継・録画放送されることがある。